

県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（父、母、長女、長男（平成26年出生））について、平成23年4月頃に申立人母・長女のみが避難した後、平成24年3月頃、更に申立人らで避難したことに関し、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、平成24年9月分までの避難費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目及び期間

1 平成23年分

- (1) 避難費用（交通費・引越関連費用）
（平成23年4月21日～平成23年12月末日）
- (2) 避難費用（面会交通費）
（平成23年4月21日～平成23年12月末日）
- (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- (4) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成23年7月30日～平成23年12月末日）
- (5) ガイガーカウンター購入費用
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）
- (6) 精神的損害（申立人X3氏分）
（平成23年3月11日～平成23年12月末日）

2 平成24年以降分

- (1) 避難費用（交通費・引越関連費用）
（平成24年2月14日～平成24年3月末日）
- (2) 避難費用（面会交通費）
（平成24年1月11日～平成24年2月13日）
- (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成24年1月1日～平成24年2月14日）
- (4) 就労不能損害
（平成24年3月16日～平成24年9月15日）
- (5) 避難雑費
（平成24年1月1日～平成24年2月14日、平成24年3月7日から平成24年9月末日）

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金205万9923円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- 1 平成23年分
 - (1) 避難費用（交通費・引越関連費用） 金2万8959円
 - (2) 避難費用（面会交通費） 金22万9465円
 - (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用） 金15万円
 - (4) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） 金15万円
 - (5) ガイガーカウンター購入費用 金3万6720円
 - (6) 精神的損害（申立人X3氏分） 金20万円
- 2 平成24年以降分
 - (1) 避難費用（交通費・引越関連費用） 金21万5317円
 - (2) 避難費用（面会交通費） 金3万3220円
 - (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） 金4万5000円
 - (4) 就労不能損害 金73万1244円
 - (5) 避難雑費 金18万円
- 3 本件和解仲介に関する弁護士費用 金5万9998円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金20万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月26日

（仲介委員 森居秀彰）